

全建労発第 17号
令和3年5月18日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における
新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年5月7日に緊急事態宣言の延長が決定され、同日付で基本的対処方針が改正されました。また、今回の緊急事態宣言の対象となる特定の都道府県に限らず、職場での感染防止を図るため取組を進めるよう関係各機関から周知されているところです。

この度、緊急事態宣言の発出を踏まえ、厚生労働省労働基準局長より、改めて、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等を取りまとめた旨、通達がありました。

つきましては、別紙文書の趣旨等をご理解の上、貴協会の会員の皆様に対し、周知くださいますようお願いいたします。

以上

労働部 吉田